

## 議案に対する反対討論（要旨）

2007 年臨時議会

2007/5/11

私は、ただいま上程されました、報告第 2 号のうち、承認できない専第 4 号「鹿児島県税条例の一部を改正する条例制定の件」について、その理由を述べ討論いたします。

この中の、上場株式等を譲渡した場合の特例の延長と、配当割・株式等譲渡所得割の特例の延長について、反対するものです。

上場株式等の配当、譲渡所得への軽減税率の制度は、個人資産の「貯蓄から投資へ」が課題だとして、株式市場の低迷や金融機関の不良債権問題に対応するとして 5 年間の時限措置として導入されたものです。昨年の政府税調答申では、「現在の経済状況は大幅に改善している」として「期限到来とともに廃止し」とされてきたものです。

しかし、日本経団連からの働きかけなどを受け、与党税調が「1 年延長して、廃止する」事を決め、地方税法が改正され、それに伴い、県税条例の一部の改正がなされました。

こうした証券優遇税制は、実際には一握りの富裕層に減税の恩恵が集中する金持ち減税となっており、ただちに撤廃すべきです。

県民の暮らしはどうかというと、国のこの間の施策によって、2005 年度には、所得税の老年者控除の廃止、公的年金等控除の縮小、2006 年度には、住民税の老年者控除の廃止、公的年金等控除の縮小、低所得高齢者の非課税限度額の廃止、所得税・住民税の定率減税の半減、今年度には、所得税・住民税の定率減税の全廃が予定されています。

庶民には大增税、金持ちには、減税という逆立ちした税制改革は断じて認めるわけにはいきません。

よって、専第 4 号は、承認できないことを述べ、討論を終わります。